

## 住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、監査委員は地方自治法第242条に基づき監査を行い、監査結果を決定しましたので公表します。

## 行政財産の貸付けに関するもの

経 過

令和2年6月24日 監査請求書受付

令和2年6月30日～7月1日 監査委員会議にて審議（要件審査）

令和2年7月17日 請求人及び監査対象局の陳述

令和2年8月4日 監査委員会議にて審議（結果決定）

令和2年8月11日 監査結果公表

監査請求の要旨

横浜市長は、市有財産の適正な管理を怠り、正当な理由なく、法規に違反して、中区桜木町所在の市有行政財産施設の一部を、（一社）神奈川県タクシー協会に正規の契約も締結せず無償で貸し付けている。タクシー協会には落ち度はなく、このような貸付けを行ってきた横浜市長側に違法があり、その結果、市民に損害を与えている。林市長が市民に与えた損害は、就任後の130月分で合計金608万4千円であり、これを市長自らが支払うよう措置を請求する。

監査の結果（勧告）

市長に対し、次の内容を勧告します。

これまでの経緯も踏まえて改めて原因を検証した上で、令和2年10月31日までに、中区桜木町1丁目1番地の53に所在する動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分の不法占用に係る損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

<監査委員の判断要旨>

動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分（以下「本件施設」といいます。）については、市が平成元年3月に本件施設を事業者から1年間無償で使用させる旨の使用承認をしたことが確認できます。その後、約30年間にわたり事業者が許可を得ないまま使用していましたが、その間、市は、使用に関する手続が行われないままに本件施設が使用されていたことを認識していなかったとのことであり、本件施設の管理を怠っていたと言わざるを得ません。

事業者は、本件施設を原状回復した上、本年6月末までに退去し、現在は不法占用状態が解消されていることが認められますが、約30年間にわたり必要な手続が行われることなく本件施設が使用され、その結果、市に損害が生じた本事案は、市の財産管理として極めて不適切なものと言わざるを得ません。

市は、現在、事業者との間で本件施設の過去10年間分の道路占用料相当額の支払いについて調整しているとのことですが、このことをもって損害の補填に向けた具体的な措置が講じられているとはいえ、さらに、現時点において損害が全く補填されていないため、違法又は不当な財産の管理を怠る事実があると評価せざるを得ません。

本件が約30年もの間、市に損害を生じさせることとなったという事実を重く受け止め、その間、何らの対応も行っていなかったことについて、これまでの経緯も踏まえて、改めて原因を検証する必要があります。その上で、損害の補填に向け、早急に適切かつ具体的な措置を講じる必要があります。

また、本件のような事案を繰り返すことのないよう、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすることも必要です。

【参考】 地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～8 省略

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10～11 省略

|                                    |
|------------------------------------|
| <b>お問合せ先</b>                       |
| 監査事務局監査管理課長 三浦 孝之 Tel 045-671-3354 |

## 第1 監査の結果

本件請求について、合議により次のように勧告することに決定しました。

### 勧告

市長に対し、次の内容を勧告します。

これまでの経緯も踏まえて改めて原因を検証した上で、令和2年10月31日までに、中区桜木町1丁目1番地の53に所在する動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分の不法占用に係る損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

## 第2 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和2年6月24日

### 3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

### 4 要件審査

監査委員は、令和2年6月30日及び7月1日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項の決定

横浜市（以下「市」といいます。）の施設である動く歩道の高架部分の下にある円柱部内の監視室倉庫部分（以下「本件施設」といいます。）に関し財産の管理を怠る事実があ

るかについて、監査対象事項としました。

## 2 監査対象局

道路局及び都市整備局を監査対象局としました。

## 3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。請求人は、令和2年7月16日及び7月17日に追加資料（別紙2及び3のとおり）を提出するとともに、7月17日に陳述を行いました。

また、7月17日に道路局及び都市整備局からそれぞれ見解書（別紙4及び5のとおり）の提出を受けるとともに、同局職員から陳述を聴取しました。

## 4 現地調査

令和2年7月10日に、監査委員4名が、現地を調査しました。

# 第4 監査の結果

## 1 請求人及び監査対象局の陳述

請求人並びに道路局及び都市整備局から令和2年7月17日に聴取した陳述内容は、別紙6のとおりです。

## 2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

### (1) 本件施設の概要について

横浜市中区桜木町1丁目1番地の53所在の動く歩道は、特殊街路（歩行者専用道）として昭和61年12月23日に都市計画決定されていた路線で、道路施設として道路局に移管されることを前提として、みなとみらい21地区で快適で安全な歩行者ネットワークを構築するため、桜木町駅から日本丸メモリアルパーク方面につながる高架構造の歩行者通

路として整備されたものとのことであり、都市整備局（当時は都市計画局。）において整備を担当し、平成元年3月に竣工しました。

なお、都市整備局によれば、動く歩道は、平成2年11月15日に道路局に移管された時点以降、道路施設として本市の行政財産に位置付けられているとのことです。平成元年3月の竣工時点から平成2年11月15日までの間は、都市計画局所管の普通財産として管理されていたと考えられるとのことです。そのことを証する書類は残っていないとのことです。

## (2) 本件施設の使用に関する経緯

都市計画局は、本件施設について、平成元年3月15日に、社団法人神奈川県乗用自動車協会（現在の一般社団法人神奈川県タクシー協会（以下「タクシー協会」といいます。））に対し、誘導員詰所の確保の目的のため、平成元年3月15日から使用期間は1年更新（ただし、施設管理者が変更になった場合はこの限りでない。）とし、使用料は無償として、一時使用を承認したことが認められます。

なお、当該一時使用を承認した書類には、いわゆる自動更新条項はありませんでした。したがって、平成2年3月15日以降も引き続き本件施設を使用するためには、新たにタクシー協会と市との間で使用に関する手続を行う必要がありますが、道路局によれば、タクシー協会からタクシーの誘導業務を引き継いだ一般財団法人神奈川県タクシーセンター（以下「タクシーセンター」といいます。）は、当該業務を引き継いだ際、本件施設の使用に当たっての許可の有無等について特に説明を受けておらず、手続の必要性も認識せずに使用していたとのことです。

一方、市においても、平成2年11月15日に都市計画局から道路局への動く歩道の所管替えが行われ、引継ぎでは動く歩道の図面等の資料の引渡しに加え、立会検査も併せて行われていたとのことです。道路局より提出された都市計画局からの引継資料の中には、本件施設の一時使用承認に関する書類は、含まれていませんでした。

令和2年5月中旬に、請求人から本件施設についての指摘を受けた時点において、道路局及び都市整備局には本件施設の使用に関する書類は保存されていなかったため、都市整備局がタクシーセンターに問い合わせたところ、タクシーセンターが保存していた

書類から、「平成元年3月15日、当時の都市計画局が、タクシー協会に、動く歩道の整備に合わせ、タクシー誘導員の詰所として、無償での一時使用を承認した」という事実が判明し、道路局及びタクシーセンターは、本件施設に係る平成元年の一時使用承認の事実をこの時点で初めて認識したとのことです。なお、都市整備局は、本件施設についての貸付期間は貸付期間の初日から1年を経過した平成2年3月15日の時点で更新されたものと考えられると主張していますが、都市整備局、道路局及びタクシーセンターのいずれにおいても、そのことを証する書類の存在は確認できませんでした。

### (3) 本件施設の管理

本件施設は、道路法上の道路施設として管理され、高架部分や階段等を含めた動く歩道の日常管理については、照明、トラベレーター等の保守管理等を委託業者が行い、路面等の簡易補修等を中土木事務所が行っているとのことです。また、動く歩道の円柱部内監視室は、道路局が委託した事業者が常時使用しているとのことです。当該円柱部内にある公衆トイレについては、資源循環局が日常管理を行っているとのことです。

本件施設においては、本件施設を管理している道路局道路部施設課が本件施設の使用実態を把握する機会は少なく、また、道路占用許可手続は施設管理部署（道路部施設課）と異なる部署（道路部管理課）で行われることから、長期にわたり、無許可で占用されている状態を認識することができなかったとのことです。

なお、道路局によれば、「道路区域内の土地の管理は道路台帳で行い、歩道橋の橋長、構造、工事情報、点検情報等は歩道橋台帳で管理していますが、倉庫の利用状況等は、台帳の記載事項に含まれていません。このため、歩道橋等の定期点検等において、倉庫の利用状況等の確認は行っていません。」とのことでした。

### (4) 占用の事実の認識後の対応

道路局は、請求人からの指摘を受け、本件施設に対して、道路占用許可の手続がなされていなかった事実を確認しました。本件施設については、平成2年に都市計画局から道路局へ移管された後、道路法第32条に基づく道路占用許可の手続もされないまま現在に至り、約30年もの間、無許可で占有されている状態が続いていたとのことです。

その後、道路局が、令和2年5月下旬からタクシーセンターと今後の対応について協議等を重ねた結果、タクシーセンターは令和2年6月末までに立ち退く意向を示し、本件施設を原状回復の上、同月30日に退去したとのことです。なお、令和2年7月10日に監査委員が現地調査を行ったところ、本件施設は使用されていなかったことが認められます。

現在、道路局は、タクシーセンターとの間で、今までの無許可での使用に関する対価として、道路占用料相当額1,173,213円の支払いについて、調整しているとのことです。

### 3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

道路局及び都市整備局からの提出書面並びに当該2局の陳述によれば、都市計画局が事業者に対し、平成元年3月に本件施設を1年間無償で使用させる旨の使用承認をしたことが確認できます。その後、平成2年11月に都市計画局から道路局に対して動く歩道についての引継ぎが行われましたが、道路局が保有している当時の引継書類の中には、本件施設に係る使用承認に関する書類はありませんでした。動く歩道の引継ぎを受けたのち、道路局は、令和2年5月に請求人から指摘されるまで、本件施設の使用に関する手続を含め何らの対応も行っていないませんでした。その結果、約30年間にわたり事業者が本件施設を許可を得ないまま使用していました。

本件施設は、結果として不法占用状態にあったと考えられますが、その間、市は、使用に関する手続が行われないうちに本件施設が使用されていたことを認識していなかったとのことであり、本件施設の管理を怠っていたと言わざるを得ません。

事業者は、本件施設を原状回復した上、本年6月末までに退去したとのことであり、現在は不法占用状態が解消されていることが認められますが、約30年間にわたり必要な手続が行われることなく本件施設が使用され、その結果、市に損害が生じた本事案は、市の財産管理として極めて不適切なものと言わざるを得ません。

市は、現在、事業者との間で本件施設の過去10年間分の道路占用料相当額の支払いについて調整しているとのことですが、このことをもって損害の補填に向けた具体的な措置が講じられているとはいえ、さらに、現時点において損害が全く補填されていないため、

違法又は不当な財産の管理を怠る事実があると評価せざるを得ません。

本件が約30年もの間、市に損害を生じさせることとなったという事実を重く受け止め、その間、何らの対応も行ってこなかったことについて、これまでの経緯も踏まえて、改めて原因を検証する必要があります。その上で、損害の補填に向け、早急に適切な措置を講じる必要があります。

また、本件のような事案を繰り返すことのないよう、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすることも必要です。

#### 4 結論

これまでの経緯も踏まえて改めて原因を検証した上で、令和2年10月31日までに、本件施設の不法占用に係る損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすることを、市長に対し勧告します。



## 5 判断の根拠とした書類

### (1) 道路局提出分

ア 見解書

イ 回答書（令和2年8月3日）

ウ 動く歩道しゅん功図面の一部

エ 道路区域決定、区域変更、供用開始の手続きについて（依頼）（平成元年2月22日  
道特第366号）

### (2) 都市整備局提出分

ア 見解書

イ 回答書（令和2年7月22日、8月4日）

別紙 1

( 事実証明書を除く )



横浜市住民監査請求

1) 請求の要旨

横浜市長林文子は、横浜市有財産の適正な管理を怠り、  
正当な理由なく、法規に違反して、横浜市西区桜木町 1  
丁目 1-53 所在の別紙地図上に所在する市有行政財産  
施設の一部約 12 m<sup>2</sup>を横浜市中区日ノ出町 2 丁目 130  
番地所在・一般社団法人神奈川県乗用自動車協会に、  
市財産規則等に違反し、正規の契約も締結せず、無償で  
貸し付け、市長として就任してから今日まで、なお貸し続  
け事務所として使用させている。この 12 m<sup>2</sup>は、事務所面  
積 11, 247 m<sup>2</sup>と出入口通路面積を合算しものである

(甲 1 号証～一時使用承認書)

仮に、正規の手続きを踏んで貸し付けたとして、横浜市が  
受けるべき賃料は月額金 46,800 円である ( $m^2 900 \times 12 m^2$ )

林市長就任後今日まで、この賃料を 130 カ月分徴収して  
こなかったから、林市長が市民に与えた損害は合計

金608万4千円となる。

(甲2号証～賃料の算定鑑定書・事務所価格参照)

なお、現在の使用者は一般社団法人神奈川タクシー協会であるが、市長の説明では、一時使用を認めた上記法人と同じ組織とされている

この法人は、1号証の承認書の通り、使用期間の更新を繰り返し今日まで来ているが、その使用承諾は、市の財産規則から見ても正しいものではない。

(甲4号証～市公有財産規則)

しかし、民間団体であるこのタクシー協会には、落ち度はなく、甲1号証の通り、無償使用を継続してきており、本件事案は、このような貸し付けを、法を無視して行ってきた市長側に、違法があるのであって、その結果、市民に損害を与えてきたものであると断定できる。



当然のことながら、当該タクシー協会は、今日まで当該施設を、市の使用承諾によって使用してきており、当方に落ち度はないと言っているし、不当利得もないのだからその徴収要求にも応じないと言明している

市有財産の貸し付けに当っては市の法規定により、適正な契約を締結し、適正な使用料を徴収しなければならないところ、法を無視して勝手に使用料を無償とし、適正な契約も結ばず、今日まで来ているが、市長は、この不正脱法行為を本請求者から指摘されるや、該タクシー協会は、横浜市の承諾もなく、契約も締結せずに当該施設を違法に、許可なく使用していると、「当該協会に対して不当利得の返還請求を行い、市民が被ってきた損害を補填させる」などと言い放ち、支離滅裂な状態である。

自ら、当該市有財産を貸し付けておきながら、該協会が不正で使用してきたがごとく装って、市長としての責任を

逃れようと姑息な弁明を繰り返す林市長の悪質な言動は看過できない。

(甲3号証～令和2年6月18日道路局管理課作成・桜木町動く歩道下詰所についての3項)

茲に請求人は、横浜市長林文子が、脱法・不法行為によって市民に与えた損害・・上記本来徴収すべき施設賃料相当分・金608万4千円を市長自ら市民に支払うよう、ここに措置請求に及ぶものである

請求者

住所

横浜市

氏名

請求者

住所

横浜市

氏名

以上、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和2年6月24日

横浜市監査委員殿

※ 添付書類

- 1) 当該市有財産の明細・所在地及び施設平面図
- 2) 甲 1 号証・無償一時使用承諾書
- 3) 甲 2 号証・当該財産の賃料算定評価鑑定書
- 4) 横浜市公有財産規則等関係法規・条例
- 5) 甲 3 号証～令和 2 年 6 月 18 日道路局管理課作成・桜木町  
動く歩道下詰所について



以上、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和2年6月25日

横浜市監査委員殿

※ 添付書類

- 1) 当該市有財産の明細・所在地及び施設平面図
- 2) 甲 1 号証・無償一時使用承諾書
- 3) 甲 2 号証・当該財産の賃料算定評価鑑定書
- 4) 横浜市公有財産規則等関係法規・条例
- 5) 甲 3 号証～令和 2 年 6 月 18 日道路局管理課作成・桜木町  
動く歩道下詰所について

(正)

別紙 2

( 添付資料を除く )



<追加申立書>

桜木町動く歩道のタクシー会社詰め所について

1) 「本件施設の使用貸借関係は当事者間では合法と思われる」

本件詰め所については、貸し付けの際、本市は、別添資料 1 の通り使用期限を 1 年更新と定めており、平成元年 3 月 15 日貸付開始以来、今日まで、更新を繰り返してきたものであり、いわば、自動更新を繰り返してきたものである。したがって、今日まで、新たな更新契約書を締結しなかったのには理由があるのであって、市が言うように、タクシー協会にして、本件施設を「不法占拠してきた」ということには当たらないものである。それが証拠に、市もタクシー協会も、本件物件使用につき、何らの異議の申し立てをしてきていない

2) 「本件施設の貸し付けは、市の規定を無視した貸し付けで不法」

本件貸付は、上記の通り、当事者間では合法に行われてきたものではあるが、横浜市公有財産規則等に違反する不正なものであった。

市長は、不正であることを承知しながら、市民から指摘されるまで、漫然と違法行為を続けてきたのである。

市長は法に定める使用料を徴収せず、市民に損害を与え続けてきた



### 3) 「違法な本市の請求」

本市は、貸付先のタクシー協会に対して、民法 703 条に基づく、不当利得として、道路占有料相当分を請求し、支払わせるとしているが、その請求をした形跡は今日までないし、そもそも、1) で述べた通り、タクシー協会として、この市の言うような不当利得を請求されるいわれはないと考えられる。本監査請求により、仮に何らかの金銭をタクシー協会に請求できるのは、本市ではなく、市民に損害を請求されて、これを補填した市長個人であるともいえよう。

### 4) 「市長は市民の損害を与えてきた、その額は監査請求書の通り」

市長は以上のように、市民に対して、損害を与えてきたのであるから、これを賠償する責任がある。市の施設を不正に貸し付けてきたその損害額は、監査請求人の積算の通りである。

令和 2 年 7 月 16 日

監査委員殿

監査請求人代表



監査請求補足申立書 (陳述書)

令和 2 年 6 月 2 4 日受付番号第 8 号で受け付けられた住民  
監査請求事案につき、以下の通り追加申し立て (陳述) をお  
こなう

- 1) 基本的な言い分において、横浜市の言い分が間違いで  
あるということについて

当該横浜市所有建物を無償で、一般社団法人神奈川県乗  
用自動車協会が使用してきたことについては、申立人と  
横浜市の間で意見の違いはない

横浜市長は、横浜市行政財産規則等々に基づかない貸し  
付けを行ってきたMM21 動く歩道下の「タクシー誘導員  
詰所」・以下本件貸付物件という・について、10 年間にさ  
かのぼって、未受領の該施設利用料金を請求したいとし  
て、その請求額は横浜市道路占有料徴収規定に基づいて

算定した金額を当該財団に請求・徴収したいとしている。  
しかも、法に違反して貸し付けてきたのに、きわめて理  
不尽なことであるが、

「貸し付けてきたことはない～財団側が、市に無断で、  
違法に施設を占拠してきた」という主張をし、財団から  
徴収しようとする「道路占有料」は民法 703 条に、基  
づく不当利得の返還請求金であると強弁しているのである  
上記主張は明らかに間違っている。

すでに令和 2 年 7 月 16 日に提出した追加申し立てにあ  
るように、本件貸付物件は市条例に基づかない違法な貸  
し出しではあるが、当事者間の貸し借りについては適正  
な手続きを済ましており、市も財団も、30 年の長きにわ  
たり、何の障害もなく異議の申し立てもなく平穩に契約  
を継続してきているのが事実なのである。



## 2) 本来市が徴収すべき「賃料はいくらであったか」

横浜市は、「本件物件は道路そのものであり、これを使用している財団は不法道路占有者に当るから、正規の道路占有料を支払うべきものである」と言っている。

本件監査請求申立人は「本件物件は施設であり、これを使用する財団は、横浜市公有財産規則に基づく賃料を市に支払うべきである」と主張し、双方の主張には隔たりがある。

本件争点は、横浜市が道路として貸し付けている磯子区杉田の株式会社シーサイドラインの事例を見れば、横浜市側の主張がインチキな見解であることが知れるから以下陳述する

横浜市は横浜市磯子区杉田から金沢区に至る道路敷地を道路として株式会社シーサイドラインにモノレール車道として「道路占有許可」を出して使用させており、道路上に構築されたすべての工作物も、道路の一部であるとし

て、これを使用する該会社から道路占有料を徴収している  
るのである。

しかし、別紙証拠資料「市大医学部駅構内店舗賃貸借契約書」の通り、市が道路であるとして該会社に貸し付けている駅舎の一部を、該会社は、第三者に、賃貸借契約で賃貸しており、市はこれを是認してきている。

この賃貸借の対象物は横浜市の「道路」である。

すなわち、市は、道路であっても、この店舗の様に賃料を徴収するにあたっては「家屋として」道路占用料徴収という形をとらず、建物賃貸借の賃料として徴収させているのである。

只今監査請求中の、タクシー財団に貸し付けている施設は、動く歩道の下に位置はしているがれっきとした施設であり、これを貸し出すには、このシーサイドライン会社の貸し付け事例の様に、道路占有ではなく建物賃貸借契約における賃貸料の徴収が正しいものと言えるし、現



実にシーサイドラインの場合はそのようにしているのだから、この監査請求対象の物件についての使用料の算定は、道路占有料の徴収ではなく、近隣の家屋の賃貸借賃料に沿った、すなわち、監査請求人の主張する積算賃料を「横浜市が徴収すべきであって徴収してこなかった賃料」とするのが正しいのである。

この金額が、市長が市民に与えた損害金と言える

本監査請求人・申立人が主張するように、公有財産規則を無視して違法に当該施設を貸し付けてきた横浜市長は、この損害金を市民に対して支払う義務があると言えるのである。

該財団の当該賃貸物件の賃貸形態は「賃貸借」であり、明白に「道路占有形態」「ではない。その賃料は公有財産貸付規則によるべきであるといえる

令和2年7月17日

監査委員殿

監査請求人代表



( 添付資料を除く )

請求人の主張（措置請求）に対する本市（道路局）の見解

令和2年7月17日 道路局

## 1 請求人の主張の要旨

横浜市（道路局）は、市有財産の適正な管理を怠り、正当な理由なく、法規に違反して、市有行政財産（中区桜木町1丁目1番の53所在。以下「動く歩道」という。）の一部・約12㎡を、（一社）神奈川県タクシー協会（当時の名称は（社）神奈川県乗用自動車協会。以下「タクシー協会」という。）に契約もせず無償で貸し付けている。

タクシー協会には落ち度はなく、このような貸付を行ってきた横浜市に違法があり、その結果、市民に損害を与えている。

林市長就任後、当該賃料を130カ月分徴収してこなかったことから、市民に与えた損害は合計金608万4千円となっており、市長自らが支払うよう措置を請求する。

## 2 動く歩道の概要

### (1) 都市計画局から道路局への移管

平成2年5月10日都み21第279号「みなとみらい21歩道橋（仮称）の引き継ぎについて（依頼）」により、当時の都市計画局から、動く歩道、一般図、設計図及び計算書一式の引継ぎ依頼を受け、平成2年11月15日道施第63号「歩道橋の引継ぎについて」により、都市計画局への回答をもって所管替えを行いました。（当該箇所は、平成元年3月15日に区域変更された道路に設置されています。）

また、都市計画局から道路局に動く歩道が移管された際、当該施設（以下「詰所」という。）もその一部として存在していたと思われませんが、引継ぎを受けた図面では倉庫となっており、書類では当該詰所の存在が認められなかったことから、道路局では、詰所としての道路占用の実態を確認できなかったと推察されます。

### (2) 動く歩道

所在地：中区桜木町1丁目1番地の53

幅員：11.500～15.412m

延長：218.188m

### (3) 動く歩道の円柱部（本書面「8 参考資料（2）」を参照）

全体面積：70.8㎡

利用形態：監視室等、公衆用トイレ及び監視室倉庫

|                  |         |
|------------------|---------|
| （内訳） 監視室等        | ：約19.9㎡ |
| 公衆用トイレ           | ：約39.7㎡ |
| 監視室倉庫（タクシー誘導員詰所） | ：約11.2㎡ |

### 3 本件が発覚した経緯と対応

#### (1) 本件が発覚した経緯

令和2年5月中旬、請求人から、タクシー誘導員の詰所の存在について指摘がありました。

当該詰所に対して、道路占用許可の手續（道路法第32条）がなされていなかった事実を確認するとともに、経緯を調査しましたが、本市には詰所の道路占用に係る書類は保存されておらず、現在の詰所の使用者である（一財）神奈川県タクシーセンター（以下「タクシーセンター」という。）が保存していた書類から、「平成元年3月15日、当時の都市計画局が、タクシー協会に、動く歩道の整備に合わせ、タクシー誘導員の詰所として、無償での一時使用を承認した」という事実が判明しました。

なお、タクシーセンターはタクシー協会の関連会社であり、平成21年10月1日からタクシーの誘導業務を引き継いでいると聞いています。

#### (2) タクシーセンターの認識

タクシーセンターに経緯を確認したところ、タクシー協会からタクシーの誘導業務を引き継いだ際、当該詰所の使用に当たっての許可の有無等について特に説明もなく、手續の必要性も認識せずに使用しており、今回、横浜市からの連絡により、手續の必要性及び過去の書類を確認し、平成元年に横浜市からの一時使用承諾を受けたことを初めて認識したと聞いています。

何ら必要な手續をすることなく、当該詰所を使用し続けてきたことについて、タクシーセンターから横浜市（道路局）に謝罪がありました。

#### (3) タクシーセンターへの対応

令和2年5月下旬からタクシーセンターと今後の対応協議等を重ねました。

令和2年6月9日、タクシー協会から同月末までに立ち退く意向が示され、当該詰所を原状回復の上、同月30日に退去しています。

今までの無許可での使用に対し、その対価としての道路占用料相当額1,173,213円（後述「6 不当利得返還請求額」参照）の支払いについて、現在調整しています。



## 4 道路の無許可占有及び動く歩道の管理

### (1) 道路の無許可占有

前記2(1)のとおり、動く歩道は、平成2年に当時の都市計画局から道路局に移管されましたが、その際の引継ぎ資料や現場確認など移管手続が不十分だったことなど、何らかの原因により、道路局において施設の一部が使用されていることを認識できず、道路占有許可（道路法第32条）の手続もされないまま現在に至り、約30年もの間、無許可占有状態が続いていました。

### (2) 動く歩道の日常管理

動く歩道の高架部分、階段等の本体施設の日常管理については、照明、トラベレータ一等の保守管理、清掃、通行人の監視等を委託業者が行い、路面等の簡易補修、市民対応等を中土木事務所が行っています。

また、動く歩道の円柱部内にある監視室は、道路管理者の委託業者がモニター監視のため常時使用しています。

一方、道路管理者が使用していない円柱部内にある公衆トイレについては、占有者である資源循環局が日常管理を行っています。このため、施設管理者が当該詰所の使用実態を把握する機会は少なく、道路占有許可手続は施設管理部署（施設課）と異なる部署（管理課）で行われることから、長期にわたり、無許可占有状態を認識することができませんでした。

## 5 道路占有許可の考え方

### (1) 道路占有許可の法的根拠

道路法第32条は、道路に一定の工作物等を設け、継続して道路を使用しようとするものは、道路管理者の許可を受けなければならないとしています。占有が認められる工作物等は、道路法及び関係法令に限定列挙されており、それ以外の物件については、原則として許可することはありません。

### (2) 本物件（当該詰所）に係る道路占有許可の考え方

本物件（当該詰所）は、道路占有許可を受けずに設置されたものでありますが、占有が認められる物件として限定列挙されたもの（道路法施行令第7条第1項第9号に規定するトンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所（中略）その他これらに類する施設）と解されます。

さらに、本物件（当該詰所）設置当時は桜木町駅前広場が整備された直後であり、タクシー乗り場の整理・誘導等、タクシー誘導業務に公共（交通）性があり、周辺に民間施設等がほとんど存在していなかったことから、公共性が担保され、かつ、道路敷地外に余地がないため道路占有もやむを得ないもの（いわゆる「無余地性」）であることの諸条件もあり、道路占有許可の要件を満たしているものと解されます。

## 6 不当利得返還請求額

### (1) 道路占用料相当額を不当利得の額とする理由

前記4(1)のとおり、当該詰所については、無許可占用状態が継続しており、道路法に定める道路占用許可の手続がなされておられません。

つまり、タクシーセンターは、長年にわたり、法律上の原因なく他人の財産によって受けた利益を得ていたことから、民法第703条の不当利得に当たるため、消滅時効分を除き、過去10年間分の使用料を請求していきます。

なお、当該詰所は道路上に設置された占用物件であることから、当該不当利得の額は、横浜市道路占用料条例により算定された場合の道路占用料の相当額と解されま

す。

### (2) 不当利得返還請求額の算出

タクシーセンターに対する、民法第703条に基づく不当利得返還請求額（消滅時効に掛からない10年間分の道路占用料相当額）は、計1,173,213円となります。

(内訳)

| 年 度    | 道路占用料相当額<br>(円/年) | 備 考                       |
|--------|-------------------|---------------------------|
| 平成22年度 | 83,043            | 平成22年7月1日～<br>(占用廃止の10年前) |
| 平成23年度 | 110,724           |                           |
| 平成24年度 | 120,792           |                           |
| 平成25年度 | 109,548           |                           |
| 平成26年度 | 109,548           |                           |
| 平成27年度 | 109,548           |                           |
| 平成28年度 | 116,616           |                           |
| 平成29年度 | 116,616           |                           |
| 平成30年度 | 118,440           |                           |
| 令和元年度  | 142,128           |                           |
| 令和2年度  | 36,210            | ～令和2年6月30日                |
| 合 計    | 1,173,213         |                           |

## 7 本市の見解

前記4のとおり、道路法第32条では、道路に一定の工作物等を設け、継続して道路を使用しようとするものは、道路管理者の許可を受けなければならないと規定しています。当該詰所は道路施設の一部を使用しているものであり、道路法の適用を受けることで、道路占用料が発生します。

また、「平成元年3月15日・都み21第295号」によりタクシー協会あてに交付した一時使用承認書（甲1号証）の「5.条件（6）」に「施設管理者が変更になった場合には、新たな施設管理者から使用承認を得ること。」と条件が付されていることから、当時のタクシー協会が道路管理者の道路占用許可を受ける義務を果たすべきであったと考えます。

そこで、当該詰所は継続的に道路を占用し、長年にわたり、法律上の原因なく他人の財産によって受けた利益を得ていたことから、本来ならば道路法第32条の道路占用許可を前提とした道路占用料を納入すべきであるところ、道路占用許可を得ずに道路占用料の納入を免れていたため、消滅時効により請求できない利得分を除き、過去10年間分の道路占用料相当額を不当利得として、民法第703条に基づき本市への返還を求めています。

請求人からの措置請求に対して、本市がとりうる法的措置は、10年間分の道路占用料相当額を、不当利得として前記タクシーセンターに請求することであり、これが、本市が被った財産的損害の回復のためにできる自主的措置の限界と考えております。

以上のことから、請求人の措置請求に理由はないと考えてはおりますが、約30年もの長期にわたり、適正な手続が行われず、横浜市（市民）の財産に損失をもたらしたことは、本市（道路局）としても重く受け止めております。

今後は、道路施設として適切に管理していきます。





## 見解書

令和2年7月17日  
都市整備局

令和2年6月24日に提出されました住民監査請求書（以下「本件監査請求書」という。）のうち、都市整備局関係部分について、次のとおり当局の見解を述べます。

## 1 前提となる経緯について

本件監査請求書の「1）請求の趣旨」に記載されている横浜市西区桜木町1丁目1-53所在の市有行政財産（以下「本件施設」という。）は、特殊街路（歩行者専用道）として昭和61年12月23日に都市計画決定されていた路線であるため道路施設として本市の道路管理者である道路局に移管されることを前提として、みなとみらい21地区で快適で安全な歩行者ネットワークを構築するため、桜木町駅から日本丸メモリアルパーク方面につながる高架構造の歩行者通路として整備されたものであり、都市整備局（当時は都市計画局。以下同じ。）において整備を担当し、平成元年3月に竣工しました。

本件施設のうち、歩道監視室内倉庫については、社団法人神奈川県乗用自動車協会（現、一般社団法人神奈川県タクシー協会）に対し、誘導員詰所の確保の目的のため、平成元年3月15日から、使用期間は1年更新（ただし、施設管理者が変更になった場合はこの限りでない。）とし、使用料は無償として、一時使用を承認していました（甲1号証）。その後、平成2年11月15日、道路局に移管され、現在に至っています。

なお、この甲1号証については、都市整備局内に文書が残っておらず、道路局からの照会により都市整備局が現在の使用者であった一般財団法人神奈川タクシーセンターから入手し、道路局へ送致したものです。

## 2 本件施設の一時使用の承認について

本件施設は、平成2年11月15日に道路局に移管された時点以降、道路施設として本市の行政財産に位置付けられていますが、平成元年3月の竣工時点から平成2年11月15日までの間は、都市整備局所管の普通財産として管理されていたものと考えられます。

普通財産については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5」の規定により貸し付けることができます。前述のとおり、本件施設については、平成元年3月15日付で一時使用の承認がなされていますが、これは、法的には、貸付契約に該当するものであると考えられます。

また、「横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）第45条第1項第4号」





の規定により、一時使用を目的とする建物の貸付期間は1年を超えることができないとされ、更に同条第3項第1号の規定により1年間更新することができます（ただし、市長が必要又はやむを得ないと認めるときを除き、当初の貸付期間の初日から起算して2年を限度とされています。）。本件施設についての貸付期間は、初日から1年を経過した平成2年3月15日の時点で、更新されたものと考えられますが、当局では、現時点において、そのことを示す書類等は保有していません。

なお、甲1号証の「条件」の（6）において、「施設管理者が変更になった場合には、新たな施設管理者から使用承認を得ること。」とされていますので、平成2年3月15日に更新がなされていたとしても、道路管理者である道路局に本件施設を移管した平成2年11月15日の時点で、施設管理者が変更になったことにより、甲1号証による貸付契約としての効力は失われていたものと考えられます。

### 3 貸付料を無償としていたことについて

本件監査請求では、本件施設に係る130か月分の施設賃料相当分の金608万4千円の支払いを求めており、都市整備局が本件施設を普通財産として貸し付けていた平成元年3月から平成2年11月までの期間は対象とされていないと考えられますが、念のため、次のとおり申し添えます。

本市では、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第6号）第4条」の規定により、普通財産について、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる場合として、「国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用、公共用または公益事業の用に供するとき」を定めています（同条第1号）。

本件施設の貸付の相手方である社団法人神奈川県乗用自動車協会は、旧民法第34条（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる）の規定により設立された法人であると考えられます。

この社団法人神奈川県乗用自動車協会は、現在までに一般社団法人神奈川県タクシー協会と名称変更され「一般乗用旅客自動車運送事業の公益性に鑑み民主的な運営を基調として、経営の合理化と改善により事業の健全なる発展に寄与し、併せて事業者の親睦協調と福祉の増進を図ること（定款3条）」を目的とし、活動しています。

一般社団法人神奈川県タクシー協会は、かつて法人内に「神奈川タクシーサービスセンター」を設置し、タクシー業務の適正化と輸送の安全及び利用者の利便の確保を目的とするタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく事業に準じた業務を自主的に行っていました。その後、平成21年に同法人の拠出により一般財団法人神奈川



タクシーセンターを設立し、国土交通大臣の指定を受け、横浜地域（横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市）の適正化事業実施機関、試験事務代行機関、運転者登録実施機関及び認定講習実施機関として、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資するため、指導関係業務、苦情・調査関係業務、乗り場施設関係業務等を行っています。

したがって、当時の社団法人神奈川県乗用自動車協会も、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 6 号）第 4 条第 1 号」に規定する「公共団体または公共的団体」に該当していたものと考えられます。

また、本件施設を詰所として使用していた当時、社団法人神奈川県乗用自動車協会の誘導員により、桜木町駅前のタクシー乗り場における整理や案内等を担当していたものと考えられ、輸送の安全と利用者の利便の確保に資するものとして、「公益事業の用に供するとき」に該当するものであったと考えられます。

したがって、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」により普通財産の無償貸付を行うことができる場合に該当していたものと考えられます。

以上のとおり、平成元年 3 月 15 日から平成 2 年 11 月 15 日までの間において、都市整備局所管の普通財産として管理されていた本件施設の無償貸付については、法令の規定に基づき、適正に行われていました。

## 第 8 回 監査委員会 議速記録

日時：令和 2 年 7 月 1 7 日（金） 1 0 時 0 0 分

場所：市庁舎 1 7 階 横浜市監査委員会 議室

午前10時03分開会

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまから第8回監査委員会議を開催いたします。

住民監査請求「行政財産の貸付けに関するもの」(令和2年6月24日受付)の陳述を聴取します。

初めに、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日の会議では、監査委員、事務局職員につきましてはマスクを着用させていただくとともに、会議室も換気を行い、傍聴席には一定の間隔を設けることといたしました。このため、レイアウト上やむを得ず、このような席の配置とさせていただいております。御了承のほどお願いいたします。

なお、これ以降、撮影・録音等はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、住民監査請求に係る請求人及び関係職員の陳述の聴取を行います。

本日の進行は、代表監査委員である私、藤野が務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかの委員を紹介させていただきます。本間委員です。

○本間監査委員 本間です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 高品委員です。

○高品監査委員 高品です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 高橋委員です。

○高橋監査委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 なお、佐藤委員につきましては、遅参との連絡をいただいております。

陳述に際して幾つかの御留意いただきたい点を申し上げます。

陳述される内容につきましては、監査の資料とするため、正確に記録する必要がありますので、速記と録音をさせていただきます。御了承願います。

本日の陳述につきましては、監査委員からの質問を含め、請求人、関係職員とも、それぞれおおむね1時間以内としております。なお、請求人、関係職員とも、監査委員への質問はできません。

請求人の陳述に関する内容は、職員措置請求書に基づき、請求書に書かれた事項を補足する内容としてください。

請求人の陳述に引き続いて、関係局の職員による陳述を行います。請求人は、この関係



局の職員の陳述に対して、最後に意見表明を、お二人合わせて5分以内で行うことができます。ただし、この機会は意見を表明する場ですので、質問することはできません。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施します。請求人の方は、お一人ずつ陳述をお願いいたします。

○請求人 それでは、私、●●●●から陳述をしたいと思います。

既に、申立書のほかに追加申立書と補足申立書をお渡ししてございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、この事件については、MM21のところのいわゆる動く歩道の下にある施設をタクシー協会が使用しているということですが、このタクシー協会が長きにわたって使用しているということについては、横浜市長も私どもも意見の違いはございません。

問題は、その使用の形態でございまして、横浜市長のほうでは、これはあくまでもタクシー協会が不正に、許可なく使用しているんだと。したがって、道路占用に当たるから、道路占用料を不当利得の返還請求という形の中で請求していくんだというのが横浜市側の主張でございます。

私どもの考えとしては、そもそもタクシー協会が、この建物を使用するときに許可を受けた許可書に、「1年更新」と書いてあるところを見れば、毎年毎年、いわゆる使用の許可を更新されてきたものだというふうに考えております。その更新の仕方については、文書によったのか文書によらなかったのかは、よくわかりません。

ただ、現実的に今日までタクシー協会はその建物を使用してきたし、それに対して横浜市長が何らの異議を申し立てなかったことを見ても、1年更新で行われてきたんだと、更新、更新で行われてきたんだということは、明白だと思います。このことはしっかりと申し上げなければならないと思います。

横浜市長が言うように、道路敷地をタクシー協会が占用し、不当に利益を得てきた不法占用であり、したがって、民法に基づく不当利得の返還請求をするというのは、非常に荒唐無稽な考え方であり、タクシー協会に対しても非常に失礼な見解であろうと思います。

すなわち、横浜市長の考えは、私たちは被害者だと。あくまでもタクシー協会が勝手に使ってきたんだと。それを知らなかったのには落ち度があるけれども、まったく悪いやつだと、こういうことなんですね。

だけど、タクシー協会が今日まで平穩に無事に使ってこれたのは、不法占拠であるわけがないし、しかも駅前の堂々とした場所で使っているわけだから、林市長のほうでこれに

気づかなかったわけは絶対にありません。そういうことをやはり監査委員の皆様にもはっきりと認識していただかなければいけないと思います。

問題は、使用してきた形態が、仮の話として、許可を受けて1年更新でやってきたものと仮に考えた場合において、あるいは不法でもどちらでも構わないんだけど、いずれにしても、使用してきたんだから当然それに伴う使用料というものを徴収するのが筋でしょうと。

問題は、その徴収する金額というのはどういうふうにすべきなのか。横浜市長のほうでは、あくまでも道路の占用に当たるから、道路占用料の規定に基づいた占用料を不当利得の返還という形の中で請求していくんだと言っております。

私どもは、そんなことはないでしょうと。もう皆さんのところに、図面とか絵写真を差し上げてございますけれども、タクシー協会が使っている建物については、屋根もあれば、壁もあれば、あれはれっきとした建物であって、道路ではないと考えられます。

道路占用料というのはそもそも道路の占用なのであって、このタクシー協会が使ってきたものは道路なのかと。建物なのに、道路上に建物があるというだけで道路になっちゃうのかということでございますけれども、そういうことにはならないと考えております。

そもそもあの建物を、タクシー協会が使っているところの建物というのは、昔、まだ横浜市の道路局が所管替えを受ける前は、都市計画局のほうで管理していたそうでございますけれども、これも都市整備公団か何かがつくったのかな。作ったのはちょっとあれですけど、いずれにしても、この建物のいわゆる引渡書というのを見ますと、お手元にもお配りしましたが、都市計画局長の持っている書類を見てみると、動く歩道については「動く歩道」と表示してございます。すなわち道路というふうに考えられます。

ところが、一番最後のほうに綴じ込んでおきましたけれども、タクシー協会が使っているものは、ここに書かれているように、添付した紙にも一番最後に書かれているように、「建築工事」と書いてあります。すなわち、これは道路の工事ではなくて、動く歩道をつくったときに、建築工事として設計され、完成したものと考えられるわけです。

したがって、今現在、このタクシー協会が使っている詰所というのは、建築工事で作られたいわゆる建物であると。民間がつくれれば建築基準法に基づく建築許可が必要だったろうし、例えば、登記法によれば、建築物、建物として登記することのできる、あるいは登記しなければならないものであるというふうに断定できます。これは断定でございます。

あくまでもタクシー協会が使っているこの建物は建物なのであって、何度も言うように、

登記法上建築物なのであって、断じて道路ではないというふうに考えられます。道路でなければ当然、道路占用料というようなばかげた料金を徴収することはできない。

そもそも道路占用料というのは、占用というのは何かということを経理的に調べればすぐ監査委員の先生方はおわかりになるわけで、とくに御承知のことと思うけれども、横浜市が所有しているMMの下のタクシー会社が使っているものは、あくまでも建築物です。屋根もあれば、壁もあれば、道路の上につくられているということにはなっているけれども、あくまでも建築物です。建築物であるならば当然、横浜市の公有財産規則に基づいた賃貸借というようなものがなければならぬと思います。

ちなみに、今朝ほど補足申立書に出しましたが、この書類の中にも添付しておきましたけれども、御案内のとおり、新杉田のところから金沢八景のほうに向かってシーサイドラインというのがございますが、あれは道路の上を走っているんです。シーサイドラインの走っている線路ですね、線路というか、鉄路はないんですけども、あれは道路です。従って、シーサイドラインが使っているところは全部、駅舎も含めて全部、一応道路の上にあるとなされています。

そこで、これも変な話なんだけど、建築物であっても、一応、横浜市の道路局は、シーサイドラインから占用料のようなものを取っています。しかし、面白いことに、その代理権を行使しているシーサイドライン会社は、駅に売店があるんですよ。市大医学部駅のところの契約書を添付しましたが、売店がございます。すなわち、今ここに申し上げているMM21の道路の下にある、タクシー会社が使っている建物と同様の関係なんだけれども、この道路のところにある建物を、横浜市の代理権を行使している横浜新都市交通株式会社は、この売店経営者に対して賃貸借で建物を賃貸しています。すなわち道路占用の占用料をもらっているわけではないと。

道路局が言うような荒唐無稽な考え方でやれば、これもMMのタクシー会社に貸し付けているのを道路占用だと言うのと同じように、薬局に対しても、シーサイドラインの物件に対しても、道路占用料でもらえばいいじゃないかということになります。これはやはり賃貸料を取っています。

ということから考えてみても、何度も申し上げますが、今現在問題になっているこの話所は、都市計画局長からの市決裁書でも分かるように、建築物であると。しかも、何度も言うように、登記法上で言えば立派な建物でございます。

したがって、シーサイドラインがやっているように、本来横浜市は貸すとすれば、賃貸

借契約でやらなければならないだろうし、賃貸借契約だということになれば、いわゆる行政財産ですから、行政財産の貸付規則に基づいた算定によって賃料を取らなきゃいけないだろうと、こういうことになります。

ですから、私どもの主張するように、今現在のタクシー協会が使っている建物は、行政財産の建物であって、それを貸し付けるに当たっては当然、今申し上げた横浜市の規定に基づいた、賃貸借契約に基づいた契約料をもらわなきゃいけないだろう。仮に、賃貸借契約がなかったと仮定しても、それ相当のものをもらうのは、今申し上げたように、行政財産の貸付契約に基づいた、すなわち私どもが監査請求のときにお出しした600有余万円の金額が正しいと思うんだけど、その金額をもらわなきゃいけないだろうと思います。

道路局、あるいは横浜市長が言うように、道路の占用料をもらうなんていうことは、大体最初からおかしいわけだけれども、この物件を貸し付けるに当たってからもおかしいし、貸し付けた後も、今日も、そういうへんてこな理屈を言うということになっておまして、全く公共財産を何と考えているのかというようなことをひしひしと感じるわけですね。おかしいと思います。

一応とりあえず私からの陳述はそこまでとして、いまもう一人の●●さんから意見をちょっと言わせていただきたいと思います。

○請求人 横浜市さんが三菱ドック跡を開発するに当たって、いろんな事業を、「YES'89」から5年ぐらい遡ったところから、いろんな開発をされて現在に至っているんだけど、その周辺について、いろんな訳の分からない話がいっぱいあるので、今回このタクシー協会の貸付けについて、先生に御相談したというのが経緯でございます。

以上です。

○請求人 今日お出しした資料の中で、もしまた不足があればお出しして参りたいと思いますが、兎にも角にも、タクシー会社が横浜市のものを使っているということについては、何度も言うように、争いはございません。問題は、その使っている形態と、横浜市が被っている、横浜市民が被っている損害の算出の仕方でございます。それは何度も申し上げているけれども、これは建物です。あれが建物じゃないと言ったらおかしいことになっちゃいます。

それから、今、道路台帳の写しを見たんだけど、非常に曖昧です。動く歩道が道路台帳に載っているように思われるけれども、その下にある施設、すなわちこの建物については、道路台帳に明白には載っていないです。だから、行政財産を管理するということが



請求を通じて、そういった点が特に正されていくことを強く期待したいと思います。

では、以上で陳述を終わりました。

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまの陳述内容に関して、各委員から質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

○藤野代表監査委員 それでは、質問がないということですので、質疑はここまでといたします。

以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

請求人の方は立会人席への移動をお願いいたします。

○請求人 どうもありがとうございました。

○藤野代表監査委員 また、関係職員は、陳述人の席へ着席してください。

(請求人移動。関係職員着席)

(佐藤監査委員入室)

○藤野代表監査委員 それでは、引き続きまして関係職員の陳述の聴取を行います。

関係職員は、本件監査請求に関する見解を、簡潔・明瞭に陳述していただくようお願いいたします。

それでは、関係職員の方は、所属、補職名及び氏名を述べた上で陳述を始めてください。

どうぞ。

○山浦陳述人 道路局道路部長の山浦でございます。陳述の冒頭に当たりまして、一言申させていただきます。

このたびは、私どもの施設管理の不行き届きにより、監査委員の先生方、並びに市民の方々に御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

また、市民の財産たる施設の貸付手続が適正になされなかったことにより、市民に損失を与えたことを心からおわび申し上げます。

類似の案件がないか、18区の全土木事務所にて緊急点検を実施しているところですが、現在のところ、同様の事例が既に判明しているものもあり、適正な手続あるいは措置を執るよう関係者と調整しているところです。いずれにしろ、改めて施設管理について、しっかりとかつ適切に行っていく所存です。

それでは、過去の経緯からの説明になりますので、意見陳述は都市整備局から始めさせていただきます。

○藤野代表監査委員 では、お願いします。

○菊地陳述人 都市整備局都心再生部長の菊地でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、時系列に基づきまして、都市整備局から最初に御説明させていただきます。座って見解を述べていきます。

それでは、見解書に基づき述べさせていただきます。令和2年6月24日に提出されました住民監査請求書のうち、都市整備局関係部分について、次のとおり当局の見解を述べさせていただきます。

まず、1の「前提となる経緯」についてでございますが、本件監査請求書の請求の主旨に記載されている横浜市西区桜木町1丁目1-53所在の市有行政財産は、特殊街路として、歩行者専用道として昭和61年12月23日に都市計画決定されていた路線であるため、道路施設として、本市の道路管理者である道路局に移管されることを前提として、みなとみらい21地区で、快適で、安全な歩行者ネットワークを構築するため、桜木町駅から日本丸メモリアルパーク方面につながる高架構造の歩行者通路として整備されたものであり、都市整備局、当時は都市計画局でございますが、都市整備局において整備を担当し、平成元年3月に竣工しております。

本件施設のうち、歩道監視室内倉庫については、請求書の甲1号証にあるとおり、社団法人神奈川県乗用自動車協会、現在の一般社団法人神奈川県タクシー協会に対し、誘導員詰所の確保の目的のため、平成元年3月15日から、使用期間は1年更新で、ただし、「施設管理者が変更になった場合はこの限りでない」とし、使用料は無償として一時使用を承認しておりました。その後、平成2年11月15日、道路局に移管され、現在に至っております。

なお、甲1号証については、都市整備局内に文書が残っておらず、道路局からの照会により、都市整備局が現在の使用者であった一般財団法人神奈川タクシーセンターから入手し、道路局へ送致したものです。

次に、2の「本件施設の一時使用」についてでございますが、本件施設は、平成2年11月15日に道路局に移管された時点以降、道路施設として本市の行政財産に位置づけられておりますが、通常、当局においては、道路を整備し、道路局に移管するまでの暫定的な期間は普通財産として管理しており、平成元年3月の竣工時点から平成2年11月15日までの間についても、都市整備局所管の普通財産として管理されていたものと考えられます。

普通財産については、地方自治法第238条の5の規定により貸し付けることができます。

前述のとおり、本件施設については、平成元年3月15日付で一時使用の承認がなされていますが、これは法的に貸付契約に該当するものであると考えられます。

また、横浜市公有財産規則第45条第1項第4号の規定により、「一時使用を目的とする建物の貸付期間は1年を超えることができない」とされ、さらに同条第3項第1号の規定により、1年間更新することができます。ただし、市長が必要又はやむを得ないと認めるときを除き、当初の貸付期間の初日から起算して2年を限度とされています。本件施設についての貸付期間は、初日から1年を経過した平成2年3月15日の時点で更新されたものと考えられますが、当局では、現時点においてそのことを示す書類等は保有しておりません。

なお、甲1号証の条件の(6)において、「施設管理者が変更になった場合には、新たな施設管理者から使用承認を得ること」とされていますので、平成2年3月15日に更新がなされていたとしても、道路管理者である道路局に本件施設を移管した平成2年11月15日の時点で施設管理者が変更になったことにより、甲1号証による貸付契約としての効力は失われていたものと考えられます。

次に、3「貸付料を無償としていたこと」についてでございますが、本件監査請求では、本件施設にかかわる130カ月分の施設賃料相当分の金608万4,000円の支払いを求めており、都市整備局が本件施設を普通財産として貸し付けていた平成元年3月から平成2年11月までの期間は対象とされていないと考えられますが、念のため、次のとおり申し添えます。

本市では、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第4条の規定により、普通財産について、無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる場合として、「国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用、公共用、または公益事業の用に供するとき」と定めております。

本件施設の貸付の相手方である社団法人神奈川県乗用自動車協会は、旧民法第34条に基づき、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教、その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは主務官庁の許可を得て法人とすることができる」の規定により設立された法人であると考えられます。

社団法人神奈川県乗用自動車協会は、現在までに一般社団法人神奈川県タクシー協会と名称変更され、一般乗用旅客自動車運送事業の公益性に鑑み、民主的な運営を基調として、経営の合理化と改善により事業の健全なる発展に寄与し、併せて事業者の親睦協調と福祉の増進を図ることを目的とし、活動しております。



一般社団法人神奈川県タクシー協会は、かつて法人内に神奈川タクシーサービスセンターを設置し、タクシー業務の適正化と輸送の安全、及び利用者の利便の確保を目的とするタクシー業務適正化特別措置法に基づく事業に準じた業務を自主的に行っていました。

その後、平成21年に、同法人の抛出により、一般財団法人神奈川タクシーセンターを設立し、国土交通大臣の指定を受け、横浜地域の適正化事業実施機関、試験事務代行機関、運転者登録実施機関及び認定講習実施機関としてタクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資するため、指導関係業務、苦情・調査関係業務、乗り場施設関係業務を行っております。

従いまして、当時の社団法人神奈川県乗用自動車協会も、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第4条第1項に規定する「公共団体または公共的団体」に該当していたものと考えられます。

また、本件施設を詰所として使用していた当時、社団法人神奈川県乗用自動車協会の誘導員により、桜木町駅前のタクシー乗り場における整理や案内等を担当していたものと考えられ、「輸送の安全と利用者の利便の確保に資するものとして、公益事業の用に供するとき」に該当するものであったと考えられます。

従いまして、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例により、普通財産の無償貸付を行うことができる場合に該当していたものと考えられます。

以上のとおり、平成元年3月15日から平成2年11月15日までの間において、都市整備局所管の普通財産として管理されていた本件施設の無償貸付については、法令の規定に基づき適正に行われておりました。

都市整備局の見解は以上でございます。

○藤野代表監査委員 それでは道路局からお願いします。

○山浦陳述人 続きまして、道路局の見解を述べさせていただきます。お手元にあります道路局が提出した資料をご覧ください。

1 「請求人の主張の要旨」。横浜市は、市有財産の適正な管理を怠り、正当な理由なく、法規に違反して、市有行政財産、中区桜木町の動く歩道の一部約12平方メートルを、一般社団法人神奈川県タクシー協会に契約もせず無償で貸し付けている。タクシー協会には落ち度はなく、このような貸付を行ってきた横浜市に違法があり、その結果、市民に損害を与えている。

林市長就任後、当該賃料を130カ月分徴収してこなかったことから、市民に与えた損害は

合計金608万4,000円となっており、市長みずからが支払うよう措置を請求する。

続きます。2「動く歩道の概要」。(1)都市計画局から道路局への移管。平成2年5月10日付の文書によりまして、「みなとみらい2 1歩道橋の引き継ぎについて(依頼)」により、当時の都市計画局から動く歩道一般図、設計図及び計算書一式の引き継ぎ依頼を受け、平成2年11月15日付の文書、「歩道橋の引き継ぎについて」によりまして、都市計画局の回答をもって所管替えを行いました。

当該箇所は、平成元年3月15日に区域変更された道路に設置されています。

また、都市計画局から道路局に動く歩道が移管された際、当該施設(詰所)につきましては、それも一部として存在していたと思われませんが、引き継ぎを受けた図面では、「倉庫」となっており、書類では当該詰所の存在が認められなかったことから、道路局では詰所としての道路占用の実態を確認できなかったと推察されます。

(2)動く歩道。所在地、幅員、延長については、記載のとおりでございます。

(3)動く歩道の円柱部。こちらにつきましましては、お手元の資料の最終ページ、6ページになりますが、下の図面で丸い円柱の断面図が書かれております。左上の緑の部分が監視室で約19.9平方メートル、下の青い部分が公衆トイレで約39.7平方メートル、右上の赤い部分が今回の監視室内倉庫、タクシー詰所として使われておりました約11.2平方メートルになります。

資料にお戻りください。では、2ページ目に参ります。3「本件が発覚した経緯と対応」。

(1)本件が発覚した経緯。令和2年5月中旬、請求人からタクシー誘導員の詰所の存在について指摘がありました。当該詰所に対して、道路占用許可の手続がなされていなかった事実を確認するとともに、経緯を調査しましたが、本市には詰所の道路占用に係る書類は保存されておらず、現在の詰所の使用者である一般財団法人神奈川タクシーセンターが保存していた書類から、平成元年3月15日、当時の都市計画局がタクシー協会に、動く歩道の整備に合わせ、タクシー誘導員の詰所として無償での一時使用を承認したという事実が判明しました。

なお、タクシーセンターは、タクシー協会の関連会社であり、平成21年10月1日から、タクシーの誘導業務を引き継いでいると聞いております。

(2)タクシーセンターの認識。タクシーセンターに経緯を確認したところ、タクシー協会からタクシーの誘導業務を引き継いだ際、当該詰所の使用に当たっての許可の有無等について、特に説明もなく、手続の必要性も認識せずに使用しており、今回横浜市からの

連絡により、手続の必要性及び過去の書類を確認し、平成元年に横浜市からの一時使用承諾を受けたことを初めて認識したと聞いております。何ら必要な手続をすることなく、当該詰所を使用し続けてきたことにつきまして、タクシーセンターから横浜市に謝罪がありました。

(3) タクシーセンターへの対応。令和2年5月下旬から、タクシーセンターと今後の対応協議等を重ねてきました。令和2年6月9日、タクシー協会から同月末までに立ち退く意向が示され、当該詰所を原状回復の上、同月30日に退去されています。

今までの無許可での使用に対し、その対価としての道路占用料相当額117万3,213円の支払いにつきまして、現在調整しております。

次のページをご覧ください。4「道路の無許可占用及び動く歩道の管理」。(1) 道路の無許可占用。前記のとおり、動く歩道は、平成2年に、当時の都市計画局から道路局に移管されましたが、その際の引き継ぎ資料や現場確認など、移管手続が不十分だったことなど、何らかの原因により、道路局において施設の一部が使用されていることを認識できず、道路占用許可の手続もされないまま現在に至り、約30年もの間、無許可占用状態が続いていました。

(2) 動く歩道の日常管理。動く歩道の高架部分、階段等の本体施設の日常管理につきましては、照明、トラベレーター等の保守管理、清掃、通行人の監視等を委託業者が行い、路面等の簡易の補修、市民対応等を中土木事務所が行っています。また、動く歩道の円柱部内にある監視室は、道路管理者の委託業者がモニター監視のため常時使用しています。一方、道路管理者が使用していない円柱部内にある公衆トイレにつきましては、占有者である資源循環局が日常管理を行っています。

このため、施設管理者が当該詰所の使用実態を把握する機会は少なく、道路占用許可手続は、施設管理部署——これは道路局施設課になるんですが——と異なる部署、道路局管理課で行われていることから、長期にわたり無許可占用状態を認識することができませんでした。

5「道路占用許可の考え方」。(1) 道路占用許可の法的根拠。道路法32条は、「道路に一定の工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする者は、道路管理者の許可を受けなければならない」としています。占用が認められる工作物等は、道路法及び関係法令に限定列挙されておりますので、それ以外の物件につきましては、原則として許可することはありません。

(2) 本物件、当該詰所に係る道路占用許可の考え方です。本物件は、道路占用許可を受けずに設置されたものでありますが、占用が認められる物件として限定列举されたもの、道路法施行令第7条にございます「トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、その他これらに類する施設」と解されます。

さらに、本物件は、設置当時は桜木町駅前広場が整備された直後であり、タクシー乗りの整理・誘導等、タクシー誘導業務に公共（交通）性があり、周辺に民間施設等がほとんど存在していなかったことから、公共性が担保され、かつ道路敷地外に余地がないため、道路占用もやむを得ないもの、いわゆる無余地性であることの諸条件もあり、道路占用許可の要件を満たしているものと解されます。

次のページをご覧ください。6「不当利得返還請求額」。(1) 道路占用料相当額を不当利得の額とする理由。前記のとおり、当該詰所につきましては、無許可占用状態が継続しており、道路法に定める道路占用許可の手続がなされておりました。つまり、タクシーセンターは、長年にわたり、法律上の原因なく、他人の財産によって受けた利益を得ていたことから、民法703条の不当利得に当たるため、消滅時効分を除き、過去10年間分の使用料を請求していきます。

なお、当該詰所は、道路上に設置された占用物件であることから、当該不当利得の額は、横浜市道路占用料条例により算定された場合の道路占用料の相当額と解されます。

(2) 不当利得返還請求額の算出。タクシーセンターに対する民法703条に基づく不当利得返還請求分、消滅時効にかからない10年間分の道路占用料相当額は、計117万3,213円となります。

内訳としまして、年度で22年度から記載してございます。なお、22年度につきましては、請求が今年の6月30日までということで、過去10年遡りますので、7月1日から翌年3月末までとなっておりますので、22年度は8万3,043円となっております。

では、次のページを説明させていただきます。7「本市の見解」。前記4のとおり、道路法32条では、「道路に一定の工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする者は、道路管理者の許可を受けなければならない」と規定しています。当該詰所は、道路施設の一部を使用しているものであり、道路法の適用を受けることで道路占用料が発生します。

また、平成元年3月15日付の文書によりますと、タクシー協会宛てに交付した一時使用承認書の5の条件に、「施設管理者が変更になった場合には、新たな施設管理者から使用承認を得ること」と条件が付されていることから、当時のタクシー協会が道路管理者の道路

占用許可を受ける義務を果たすべきであったと考えております。

そこで、当該詰所は、継続的に道路を占用し、長年にわたり、法律上の原因なく、他人の財産によって受けた利益を得ていたことから、本来ならば、道路法32条の道路占用許可を前提とした道路占用料を納入すべきところであるところ、道路占用許可を得ずに、道路占用料の納入を免れていたため、消滅時効により請求できない利息分を除き、過去10年間分の道路占用料相当額を不当利得として、民法703条に基づき、本市への返還を求めてまいります。

請求人からの措置請求に対しましては、本市が執り得る法的措置は、10年間分の道路占用料相当額を不当利得として前記タクシーセンターに請求することであり、これが本市が被った財産的損害の回復のためにできる自主的措置の限界と考えております。

以上のことから、請求人の措置請求に理由はないと考えておりますが、約30年もの長期にわたり適正な手続が行われず、横浜市、市民の財産に損失をもたらしたことは、本市といたしましても重く受け止めております。今後は、道路施設として適切に管理して参ります。

以上でございます。

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまの陳述内容につきまして、各委員から質問を受けたいと思います。まず、都市整備局について、御質問等あればお願いいたします。

○本間監査委員 本間からお聞きいたします。道路局への引き継ぎの内容には、平成元年3月15日に都市計画局が発出した動く歩道の監視室内倉庫の一時使用については、含まれているのですか。含まれていない場合は、その理由は何ですか。

○菊地陳述人 都市整備局の菊地です。平成元年3月15日から、甲1号証の資料のとおり、1年更新で、倉庫を一時使用として承認していたというふうに考えております。

○本間監査委員 分かりました。

次ですが、見解書の2ページや陳述書の中で、「平成2年3月に、当該施設の一時使用承認を更新されたものとする」としてありますが、書類が残っていないにもかかわらず、なぜそういうふうに考えたのですか。

○菊地陳述人 通常であれば、1年更新でありますので、1年たった際には、更新するよという手続を踏むというふうに考えておりますので、現時点の考えのもと、当時も更新をされていたものと考えております。

○本間監査委員 では、次の質問です。見解書の3ページでは、「本件施設の無償貸付につ

いては、法令の規定に基づき適正に行われていました」と記載していますが、書類が残っていないにもかかわらず、なぜそう断定できるのですか。

○菊地陳述人 私どものほうで書類は存在しておりませんが、甲1号証の資料に基づきますと、都市計画局のところで出した書類であるということが認められます。その中に記載されていたものの条件から判断して、このように判断しました。

○本間監査委員 では、次の質問ですが、本件事案が起きたことについて、動く歩道の引き継ぎを行った局として、何か問題があったと考えていますか。あったとすれば、それは何ですか。

○菊地陳述人 現在資料が、引き継ぎの資料としては書類だけしか残っていないということですので、書類上の中での判断としては問題がなかったというふうに思います。

それ以外に、通常であれば、現場の検査というものがございますけれども、通常であれば現地の検査を的確に、よく見て行っているということがございますので、その時点で何らかの原因があったのかもしれないと思いますけれども、資料上、現在ある資料の中では、持っておりませんので、そのところについては不明でございます。

○本間監査委員 では、本日御回答いただいた内容の中で、改めての御回答を要する部分につきまして、後日、文書にて御提出いただけますか。

○菊地陳述人 はい。

○本間監査委員 私はこれで終わります。

○藤野代表監査委員 それでは、ほかに御質問等ございますか。

○本間監査委員 では、道路局へ。

○藤野代表監査委員 はい。

○本間監査委員 私から道路局に対しての質問です。タクシー協会及びタクシーセンターは、平成元年から令和2年まで、当該施設を使用したことを認めているんですか。

○山浦陳述人 はい、認めております。

○本間監査委員 では、次の質問に移ります。請求人から提出された事実証明書の3号によれば、当該施設の占有許可について、道路局の見解としては、「現在の使用状況を鑑みると、改めて占有許可手続を行うことは難しい」としてはいますが、一方で、見解書の3ページ及び陳述によれば、「道路占有許可の要件を満たしているものと解されます」としてはいます。当初の見解と異なるように思われますが、その理由はなぜでしょうか。

○山浦陳述人 お答えさせていただきます。平成元年当時は、まだ桜木町の駅前広場がで

きた当時でありまして、タクシーの乗り方、あるいは誘導等もままならなかったときだと思えます。また、民間施設も今のように数多く立地しておりませんので、例えばタクシーの誘導員の方が、どこで着替えるか、どこで休憩するかといった場所の確保もままならなかった。私どもに言わせると、つまり無余地性の点からいたしましても、道路占用許可はいたし方がないものというふうに考えております。

その後30年経つ中で、現在の状況を考えますと、タクシーを利用される方も、タクシー乗り場への行き方、あるいは周辺に民間ビル等もかなり建っておりますので、例えば誘導員の方が着替える場所、休憩する場所も、何とかすれば確保できるのではないかなというふうに考えておりますので、平成元年当時の状況のまま続いているとは思っておりませんので、元年当時は確かに道路占用許可は、何とかできるといいますか、馴染むものと考えておりましたが、現在の環境を考えますと、すぐ道路占用許可をおろすという判断には至らないものというふうに考えております。

○本間監査委員 はい、分かりました。

では、次の質問に移ります。市の損害を回復するための方法として幾つかの方法が考えられますが、本件について、相手方に対する不当利得返還請求を選択した理由は何ですか。

○山浦陳述人 まず、金額の算定に当たりましては、これは道路施設でありますので、道路占用料、あるいは道路占用料相当額を要求するのが当然と考えております。

今まで手続がなされておれば、公債権の関係から、例えば5年という考え方もあるかもしれませんが、今回は無許可のまま使用を続けていたということでございますので、民法の不当利得により、703条によりまして、10年間分の請求という考えに至ったものでございます。

○本間監査委員 では、次の質問に移ります。消滅時効が援用されない限り、市の請求権はなくならないと思いますが、本件では時効の援用は行われていますか。

○山本陳述人 タクシーセンターとの調整の中でそういうお話をしたところ、タクシーセンターとしては、可能な限り、法律に基づく中で短い期間で対応したいということでお話をしております。

○本間監査委員 請求は時効の援用はまだやっていないということですか、正式には。

○山本陳述人 はい、正式には。あくまで口頭での調整の中でのお話でございます。

○本間監査委員 仮に不当利得としても、時効の援用がされていないのであれば、10年より前の請求権は消滅していないと思いますが、それにもかかわらず請求権を行使しないの

はなぜですか。

○山本陳述人 タクシーセンターとの調整の中で、そのような話がありましたので、最終的には援用されてしまうというところがありましたので、10年間というところでお話をしているところです。

○本間監査委員 まだ協議中ということですかね。

○山本陳述人 そうです。

○山浦陳述人 そうです。

○本間監査委員 はい、分かりました。

次の質問に移ります。本件事実が明らかになった際、道路局としてとるべき対応について、外部の専門家などに相談はしましたか。

○山浦陳述人 はい。まずは局内、それから関係局である都市整備局、それから今回の関係者であるタクシー協会には相談いたしました。今回の件につきまして、横浜市の中でコンプライアンス問題であるという認識を抱いておりますので、コンプライアンス室のほうに相談しております。私ども直接ではございませんが、コンプライアンス室のほうから顧問弁護士の方に、この件については御報告されているということを聞いております。

○本間監査委員 では、私からの最後の質問です。現在、道路占用料相当額の支払いについて、タクシーセンターと調整中ということですが、具体的にはどのような調整をしているのですか。

○山本陳述人 具体的には、タクシーセンターさんのほうと実際にお会いしまして、法的な根拠ですとか、そういうことを御説明をして、横浜市としては、民法の規定によって、時効消滅していない10年分につきまして請求をしたいというふうに考えている、ということでお話をしております。それに対してタクシーセンターさんのほうが、お金も高額に上がることから、内部のほうで検討させてくださいというところで、今そこまできております。

○本間監査委員 はい、分かりました。では、本日御回答いただいた内容の中で、改めて御回答を要する部分につきましては、後日、文書の提出をお願いしてもらっていいですか。

○山浦陳述人 はい、分かりました。

○藤野代表監査委員 追加で何か。どうぞ。

○菊地陳述人 申し訳ございません。先ほどの回答をちょっと訂正させていただきまして、改めて回答させていただきたいんですけれども、都市整備局として引き継ぎ時に問題はな



かったかどうかという御質問に対してですけれども、資料が残っておりませんので、現時点ではわからないんですけれども、通常の引き継ぎ時の場合には、書類と現場検査を行っており、それで明確に分かるというふうに考えておりますので、当時も同様な形をとっていたということを考えますと、適正に引き継ぎは行われていたというふうに考えております。

○本間監査委員 はい、わかりました。

○藤野代表監査委員 今の発言等について、回答書を後日よろしいですか。

○菊地陳述人 はい、了承いたしました。

○本間監査委員 よろしく申し上げます。ちょっと辛口過ぎましたけど。

○藤野代表監査委員 発言された職員の方、職名、氏名等を述べてください。

○山本陳述人 失礼しました。道路局管理課長の山本でございます。

○藤野代表監査委員 では、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに質問はよろしいですか。

○高品監査委員 それでは、道路局のほうにお伺いいたします。いわゆる動く歩道を都市計画局から引き継いだ後、外部から指摘を受けるまで、当該施設がタクシー誘導員の詰所として使用されていることに気が付かなかったのですか。それとも、詰所として使用されていることについて気が付いていたんですけども、必要な手続がされていないことに気が付かなかったのですか。いずれでしょうか。

○山浦陳述人 お答えさせていただきます。まず、動く歩道を管理する立場といたしまして、トラベレーターの状態ですとか、監視室の状態がどうなっているかということがございますので、円柱形の建物、いわゆる監視室に実際に立ち入りまして、モニター等で監視している、何か緊急時があったらこういう連絡網をもって対処しているということを、職員は確認しております。

現地でも、我々管理する側の立場としまして職員が行っておりますので、私も実は現地に行ったときに、隣のドアの表札を見まして、「タクシーセンター」となっていることは私も確認はいたしました。

ただ、私は道路部長なんですけど、これが無許可というところに、すみません、結び付きませんで、あることは知っていたんですけど、無許可であるということに結び付いていないというのが、私だけでなく、例えば土木事務所の職員も同じように、あることは知っているけれども、無許可ということに思いが至らなかったという点が、私どもの至らない点と

してあるのは事実でございます。

○高品監査委員 そうしますと、詰所として使用されていることに気が付かなかったということですか。

○山浦陳述人 今現在ですと、行きますと詰所のドアに「タクシーセンター」という表札が出ていましたので、詰所であるということは分かってはいたんですが、それが無許可であるということに思いが至らなかったわけでございます。

また、引き継ぎを受けた平成元年当時でございますが、そのとき、私も当時の担当係長だった大先輩にちょっと聞いたんですが、引き継ぎでももちろん現地で立ち会いますが、どうしても目がトラベレーターにいくとか、監視室にいきます。外観とか建物は見ているんですが、このとき「倉庫」となっていましたので、監視室の倉庫の中までは入らなかった。そこがどのような使われ方をしているかまでは記憶にないということで聞いております。

当時、実際に物や図書をもちまして、当時としましては適切な引き継ぎをしていたのでありましようが、なかなか至らないところがありまして、倉庫の中までは確認していなかったということであると思います。

○高品監査委員 ですと、詰所として使用されていることについては、気が付かなかったということですか。

○山浦陳述人 平成元年当時からしばらくの間は、気付いていなかったんだと思います。令和2年なり、この数年間で気付いた職員は、私を始め何名かはいると思っております。

○高品監査委員 職員の方で気付いている人はいたということですか。

○山浦陳述人 私の推測ですが、私を始め土木事務所の職員も、すみません、詰所であるかどうかというのはちょっとわからないんですが、「タクシーセンター」という表札が出ていたので、その関係者の使われ方をしているんだなという推測はできたんだと思います。

○高品監査委員 タクシー協会のほうで何らか使っているなという認識はあったということですか。詰所かどうかは分からないにしても。

○山浦陳述人 詰所かどうかは、実は誘導員さんが詰めているというのは今回になって初めてわかったんですが、タクシーセンターが関与している扉の中だというような認識というのは、私を始め、あったと思います。

○高品監査委員 何か使っているなという認識はあったということで、詰所かどうかは分からないけど、ということですか。

○山浦陳述人 はい。

○高品監査委員 それでは、次の質問に移りますと、これまでに道路局が所有している道路施設の台帳の記載事項が現況と合致しているか否かの確認をしておこなったのですか。

○山浦陳述人 道路法に基づく道路台帳というのは、平面的な図書になりまして、まずは1本線での認定路線、それからそれに関します道路が、どこからどこまでが道路区域かというものを平面で示すものになります。ですので、この動く歩道も、道路台帳としては道路区域の中に入っているというものになります。細かい内容につきましては、歩道橋の管理台帳がございますので、そちらを見ることになりまして、そちらを現在のを見ますと、実際に今回の場所は「倉庫」として図書に記載されております。

○高品監査委員 そうですか。

それでは、次の質問に移ります。道路局が提出した参考資料の「歩道橋の引き継ぎについて」という文書によれば、平成2年7月30日に立会検査を行ったとのことですが、それはどのような内容でしょうか。

○山浦陳述人 先ほど申しましたが、当時の担当係長にお聞きしましたが、職員で現地に実際に行きまして、トラベレーター、動く歩道の状況、それから監視室の状況というものを実際に現場で立ち会って確認したということでございます。

○高品監査委員 だから、詰所といわれる中まで入って見たことはないんですね。

○山浦陳述人 はい。倉庫の中までは確認した記憶はないと申しておりました。

○高品監査委員 何に使っているかは認識になかったと。そこまでは見ていなかった。

○山浦陳述人 書類上は「監視室の倉庫」となっておりましたので、そのような使われ方と推測するまでだったと思います。

○高品監査委員 それでは、本日御回答いただいた内容の中で、改めての御回答を要する部分につきましては、後日、文書の提出をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山浦陳述人 はい、了解いたしました。

○高品監査委員 それでは、次の質問に移ります。これは両局に対する質問でございます。昨日、記者発表されたようですが、本市では、本件や記者発表の事案のように、駅前などのタクシー誘導員のために詰所を貸し付けることはあるのですか。その際、対価を徴収しているのでしょうか。

○藤野代表監査委員 では、都市整備局。

○菊地陳述人 都市整備局では、今現状ではありません。普通財産として暫定利用の場合

には、公益性を鑑みて、一時使用、無償ということを行う場合があると考えております。

○藤野代表監査委員 では、道路局。

○山浦陳述人 道路局ですが、道路施設そのものが今回使われているような、そもそも道路施設で倉庫があるような場所というのは、非常に限定されております。その中で出てきたものでございまして、ほかに使われている例は、今、全土木事務所に緊急点検を依頼しておりますが、道路施設そのものが使われている事例報告は上がってきておりません。

○高品監査委員 今調べている最中ですから、今後また出てくる可能性もあるということですか、調査結果によっては。

○山浦陳述人 はい。一般的には、例えば歩道橋がありまして、階段下に空間があるので、そこに、例えば物置とかが置かれて、中に何か入っているんじゃないかというようなことのほうもつばら疑われますので、その報告を今受けているところでございます。また、それにつきまして、占用許可がされているか、されていないかということも、併せて今調べている最中でございます。

○高品監査委員 それでは、後日、それに関する資料を提出していただきたいと思います。

○山浦陳述人 わかりました。

○高品監査委員 以上でございます。

○藤野代表監査委員 ほかに御意見、御質問等ございますか。高橋委員。

○高橋監査委員 この管理のあり方ですね。今までのこの時代の管理というのは、台帳であるという紙ベースで管理していて、今もその管理のあり方というのはどういうふうにされているんですか。要は、高架下に、歩道橋の下に、何か物置を置かれているとか、そういう管理の仕方というのはどういうふうにしているんですか。パトロールか何かして見て、異常だとか。

○山浦陳述人 まずは、日々の道路パトロールの中におきまして、異常な物件を認知いたしましたら、あれは何であろうということになりますし、もしくは、市民からの通報によって気づくものもあります。

それから施設にかかわるものでありましたら、例えば歩道橋の点検、耐震性ですとか、長寿命化に向けた施設の点検というのもございますので、その中で気づくというものもございます。

○高橋監査委員 そういう意味では、これから、今IT化が進んでいるわけですから、チェックリストをつくれると思うんですよね、そういうコンピュータとかでデータベースを

つくっていけば。何かそういうふうな管理をしっかりとやっていくというものを今回是正をしていかないと、やはり数が多いだけに、何か職人的な管理というか、要は見回りしたりとか、市民の皆様から貴重なお声をいただいて見るとかというよりも、そういう管理を是正していくということはしっかりと考えていかないと、自信を持って全部きちんと管理できていますというのに、「もう一回当たってから答えますよ」ではなくて、要はシステムのこともデータのことも全部そろっていますし、「見回りもこういうふうにしています。チェックも入れています」みたいな、しっかりと管理されているという、そういうシステムは必要じゃないかと思うんですけど、その辺の御見解はどうですか。

○山浦陳述人 確かに先生のおっしゃられているとおりに思っております、日々のパトロールもあるんですが、土木事務所では年に1回、徒歩でパトロールしようという、徒歩パトを面的に行っております。そういった中で、ただ漫然と回るのではなく、チェックリストというものを持たせているんですが、いろいろな物事が分かるたびに、そのチェックリストの項目を必要なものを増やしております。

今回、例えば歩道橋の下に不法な、あるいは許可のない物件があるかないかとかいうようなチェックリストはぜひ設けたいと考えておりますし、また、施設につきましては、道路法に基づきまして5年に一度の点検というのを、5年ですが、毎年毎年繰り返し行っているんですが、その中でも不法、あるいは無許可の使用状態がないかというようなチェック項目についても入れていきたいと考えております。

○高橋監査委員 そういう意味で、その辺の管理のあり方みたいなものを、コンピュータとかも使えるわけですから、AIといっても、AIというのが適切かどうか分からないけど、正直言って、エクセルの表かなんかに入れるだけでも、セルをチェックするだけで、ここがチェックできていないとか、いろんなツールというか、そういうものを使ってしっかりとやっていくというか、道路局がやることによって、本市のいろんなものの管理のシステムが今どうなっているかも含めて、しっかりとやっていかないと、「見ました」「知りませんでした」というのは、市民の皆様もそうですし、我々議会としても、しっかりこれからもいろんな確認をしていきたいと思えます。

その辺、今日のやりとりを文書にして、文字として、今後のことに繋げていきたいので、お願いします。

○山浦陳述人 わかりました。

○藤野代表監査委員 よろしいでしょうか。

○高橋監査委員 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、今の質問に併せて、最後に1つ質問なんですけど、今回のような事案が発生したということで、今後どういうふうな再発防止策を考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○山浦陳述人 お答えさせていただきます。まずは今緊急点検を実施しているところでございますが、一過性であってはならないというふうに考えております。先ほど高橋委員からも御指摘を受けましたが、定期的な点検の中できちんと、ただ「なかった」で済ますだけでなく、なかったことについてきちんと記録に残すような点検を、ずっと今後将来にわたって行っていくことで、適正な管理につなげていきたいと考えております。

○藤野代表監査委員 わかりました。ぜひよろしく申し上げます。

それでは、ほかにないようでしたら、質疑はここまでといたします。

今後、監査を行う上で必要がある事項につきましては、関係職員に対し、書面の提出をお願いすることがありますので、よろしくお願いたします。

以上で、関係職員の陳述の聴取は終了といたします。

最初に申し上げましたとおり、請求人は、ただいまの関係職員の陳述について、お二人合わせて5分以内で意見を表明することができます。ただし、質問することはできません。最後に意見表明を希望されますか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、どうぞ。

○請求人 それでは、申し上げたいと思いますが、ただいま道路局が見解を出した3ページの道路占用許可の考え方を見れば一目瞭然でございますが、道路法32条のことが書かれておりますけれども、これは道路に一定の工作物を設けて道路を使用した場合における道路占用料のことを言っております。すなわち、道路占用料というのは、道路占用するものが工作物を設けたり何かした人にかけてられる、占用料というのはそういうものでございますし、このたびのように、道路局がつくっている施設を使用していることと、ここに道路法32条に言うことは全く全然関係ないことでございます。

今度のタクシー会社は道路を使っているのではありません。道路の施設を使っております。すなわち、道路法第32条に言うようなこの条文が適用されることはないと考えます。

今も事例の中で、物置を置いたりとかという話を当局のほうはされておりましたが、物置を置いたり何かしたときには、物置は物置を置く人のものです。そういう場合には道路



占用料というのは出てくるわけだけれども、今度の場合にはそういうことは当たらないのに、何でもこういうことを列記しているのか、理解に苦しむところでございます。

そのほか、都市整備局もいろいろ見解を述べていましたが、このタクシー協会が公共的団体かどうかというのは置いておいたとしても、いずれにしても、例えば減免するとか、使用料を減免するときには減免の申請書も必要だし、さまざまな手続が必要です。それら是一切行っておらないということから考えてみても、後づけに、いわゆる自分たちが正当であるということを行っているにすぎない。全く遺憾だと思います。

特に今申し上げたように、道路占用料を取るという考え方、このタクシー会社に対して道路占用料を不当利得請求で取るという考え方は、断然法律に合わない考え方だということをはっきりと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○藤野代表監査委員 よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。皆様、どうもお疲れさまでした。

請求人、関係職員、速記者の皆様は御退室願います。

それでは、レイアウト変更のため、お時間をいただきますので、その間、休憩といたします。どうもお疲れさまでした。

午前 11 時 18 分休憩